

基礎講座

第47回

「障害者の権利に関する条約」を知る

「世界子供白書2013」が、障がいのある子どもたちをテーマとした背景には、「障害者の権利に関する条約」への参加の拡がりがあります。現在、「障害者の権利に関する条約」に署名しているのは156カ国。そのうち批准している国は133カ国です（2013年8月14日現在）。日本は2007年に署名し、現在、批准に向けて国内法の整備を行っています。私たちの暮らしにも強く関わってきている「障害者の権利に関する条約」とはどのような条約なのでしょう。



©UNICEF/BANA2007-00655/
Naser Siddique

「障害者の権利に関する条約」の特徴

「障害者の権利に関する条約」は、21世紀で最初につくられた人権条約です。そして、「子どもの権利条約」を除いて、初めて「障がい」について明記された条約です。本条約は、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで（Nothing about us, without us）」というスローガンをもとに活動してきた障がい者団体も加わって作成されました。条約の

当事者である障がい者が一緒になってつくった条約というのは初めてのことで、大変画期的なことでした。第34条にある、障害者の権利に関する委員会の委員18名の内、障がいのある人は17名いると言われています。

「障害者の権利に関する条約」は前文と50条の条文から成り立っており、障がい者のために新たに権利を定めたものではなく、

今ある基本的な人権及び自由を障がい者が有することを改めて保障したものです（第1条）。

条約の特徴としては、インクルーシブ教育が原則であること（第24条）、手話は言語であること（第2条）などがありますが、特に注目したい条文について解説を含めてご紹介します。

— 障がいを理由とする差別の定義 —

第2条：「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる差別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

解説

人権条約のなかで最初に障がいに基づく差別を禁止した「子どもの権利条約」にも存在していない差別の定義をしています。直接差別、間接差別、合理的配慮の否定が差別にあるとされています。日本でも、2013年6月に成立した「障害者差別解消法」では、公共機関や民間企業に対し障がいを理由とする差別などの行為を禁じています。また、車椅子の方も使えるスロープの設置を行うなどの、過重な負担がない範囲での合理的配慮を求めています。

— 合理的配慮 —

第2条：「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特別の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
第5条3項：締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

解説

合理的配慮とは、障がい者が障がいのない人と同じように、権利や自由を持ち、行使するときに、必要とされる適切な変更及び調整を行うことで、かつ、相手側に過度の負担を課さないものと定義されています。人権条約で初めて規定され、締約国に合理的配慮を提供するための適切な措置をとることを義務付けています。すべての人が互いを尊重し生活するために、個人だけで努力するのではなく、社会も努力することが求められています。

— 法の下での平等 —

第12条1項：締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
2項：締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
3項：締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。

解説

精神障がい者や知的障がい者は、法的能力がない場合があるとされ、成人後見制度といって、代理人や後見人による意思決定がされる場合があります。同制度は障がい者や高齢者の方などの権利擁護制度として制定されたものですが、本条文はその濫用を防止する重要な役割を担っています。精神及び知的障がい者を含め、すべての障がい者が完全な法的能力があり、条約を締結した国は、障がい者がその権利を持てるように支援することが求められています。

「障害者の権利に関する条約」ができるまで

年	主な動き
1948年	世界人権宣言 採択
1966年	国際人権規約 採択
1971年	精神遅滞者の権利に関する宣言 採択
1975年	障害者の権利に関する宣言 採択
1981年	国際障害者年 制定
1982年	障害者に関する世界行動計画 策定
1983～1992年	国際障害者の10年 制定
1993年	障害者の機会均等化に関する基準規則 採択
2000年	世界障害NGOサミット 開催
2001年	メキシコ政府より障害者の権利に関する条約作成の提案
2006年	障害者の権利に関する条約 採択（2008年 発効）

（「障害者の権利条約でこう変わるQ&A」より作成）

参考資料

- 外務省 障害者の権利に関する条約 和文テキスト（仮訳文）
- 「障害者差別解消法：共生社会めざし、参院で成立」毎日新聞（2013年6月19日）
- 「障害者の権利条約と日本 概要と展望」長瀬修・東俊裕・川島聡 著
- 「概説 障害者権利条約」松井亮輔・川島聡 著
- 「障害者の権利条約でこう変わるQ&A」東俊裕 監修、DPI日本会議 編集
- 「国際的な監視と国内法の調和 日本と障害者権利条約」ロン・マッカラム（DINFウェブサイト）
- 「私たちの手で障害者権利条約を実現しよう」中村 尚子（全国障害者問題研究会ウェブサイト）
- 障害保健福祉研究情報システム（DINF）ウェブサイト